

関島社会保険労務士事務所便り

2017年
11月号

関島社会保険労務士事務所
(墨田葛飾地区中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125-0041
東京都葛飾区東金町2-7-12
電話：03-3609-7668
HP：<http://www.srseki.info>



(シクラメン)

「労働時間等改善指針」「育児・介護休業指針」が改正

◆10月1日より適用

年次有給休暇や子の看護休暇・介護休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、「労働時間等設定改善指針」および「育児・介護休業指針」が改正され、10月1日より適用されています。

いずれも企業に対して義務を課すものではありませんが、「配慮」又は「検討」することが求められていますので、それぞれのポイントをご紹介します。

◆「労働時間等設定改善指針」の改正点

<ポイント1>

「地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせ、年次有給休暇を取得できるよう配慮すること」が盛り込まれました。

<ポイント2>

「公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者について、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること」が盛り込まれました。

<ポイント3>

「仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること」が盛り込まれました。

◆「育児・介護休業指針」の改正点

「子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること」が盛り込まれました。



61歳から4年間働くと年金はいくら増える

Q 昭和30年1月生まれの男性です。厚生年金を61歳まで36年(432月)かけています。65歳まで給料18万円で働くと、年金はいくら増えますか。

20歳	23歳			61歳	65歳
大学生	厚生年金 (10年)	国民年金 (2年)	厚生年金 (26年)	在職老齢年金 (4年)	

◆4年(48月)在職で増える年金額は

① 報酬比例部分

$180,000 \text{円} \times 0.919 \times 5.481 / 1000 \times 48 \text{月} = 44,941 \text{円}$

(注 算出式の0.949は、標準報酬の再評価率)

② 定額部分 $1,626 \text{円} \times 48 \text{月} = 78,048 \text{円}$

(注 定額分は480月(40年)が上限の為、480月を超える分は増えません)

4年間で増える年金額 約 123,000円

①+②=122,989円

◆厚生年金の加入月数が40年に満たない人は、満たすまで、定額部分は年約2万円弱増えます。40年以上になると報酬比例部分のみの増額(70歳まで)になります。

◆安い給料の再就職でも厚生年金は必ず増えます

① 「安い給料で再就職をすると、つぎに退職したとき平均標準報酬額が下がるので年金額も下がってしまう」という人がいます。

② それは嘘です。平均標準報酬額が下がっても、加入月数が増えます。その結果、年金は必ず増えます。ですから、再就職しても、また、給与がさがっても「在職老齢年金を」もらいながら厚生年金の加入月数を増やすのは老後の生活に役立ちます。

お知らせ

厚生年金保険料率が10月納付分から18.3%の上限に到達

厚生年金の保険料率が10月の納付分から上がり、2004年の年金改革で設けられた上限の18.3%に達しました。今後は固定されることになり、限られたお金を世代間でどう分配していくかが課題となります。

民間企業の休暇制度の状況

◆勤務条件制度に関する基礎資料

「民間企業の勤務条件制度等調査」は、人事院が、国家公務員の勤務条件等を検討するにあたっての基礎資料を得ることを目的として、民間企業の労働時間、休業・休暇、福利厚生および災害補償法定外給付等の諸制度を調査するものです。

今回は、平成 29 年 9 月 28 日に公表された平成 28 年分の調査結果から、休暇制度に関するものを見てみましょう。

なお、常勤従業員数 50 人以上の全国の 7,355 社を対象として行われました（調査に適格な 4,438 社について集計。内容は平成 28 年 10 月 1 日現在におけるもの）。

◆失効年次有給休暇の積立制度

失効した年次有給休暇を積み立てて使用することができる制度がある企業は、正社員に関して制度がある企業で平均で下表のように 29.6% となっています。規模別では、従業員 500 人以上の企業では 54.6%、100 人以上 500 人未満では 31.0%、50 人以上 100 人未満では 19.2 です。

一方、有期雇用従業員（労働時間が正社員の 4 分の 3 を超える従業員。以下同様）に関して制度がある企業で平均 12.1% と

なっており、正社員に対するものと比較して導入率は低くなっています。

また、正社員に失効した年次有給休暇を積み立てて使用することのできる制度がある企業の中で、積立年休に使用事由の制限がある企業は 74.9% となっています。

こちらは、規模の大きい企業ほど制限のある場合が多く、500 人以上規模では 91.8%、50 人以上 100 人未満では 55.9% です。制限事由別の割合（平均）としては、私傷病（96.4%）、介護（58.3%）、看護（46.2）、その他（39.7）などで、だいたいの企業規模でも制限事由の設定については、同じような割合となっています。

◆有期雇用従業員の年次休暇以外の休暇

年次有給休暇および失効年次有給休暇の積立制度の制度とは別に、有期雇用従業員に対する休暇制度についても調査されており、次のようになっています（平均値）。

- ・私傷病休暇がある企業…21.1%
- ・夏季休暇がある企業…31.9%
- ・結婚休暇がある企業…57.1%
- ・有給の子の看護休暇がある企業 19.8%
- ・有給の介護休暇がある企業…18.3%

失効した年次有給休暇の積立制度（社員）

	ある	ない	検討中	不明
規模計	29.6	67.2	1.1	2.1
500人以上	54.6	44.0	1.0	0.5
100人以上 500人未満	31.0	67.3	1.0	0.7
50人以上 100人未満	19.2	74.7	1.3	4.8

●「企業負担 3,000 億円増」待機児童対策

政府は、待機児童対策として、企業に約 3,000 億円の負担を求める検討を始めた。児童手当や企業主導型保育所整備等のために企業が負担している事業主拠出金について、2018 年度からの 3 年間で、現行の賃金総額の 0.23% から 0.45% まで段階的に料率を引き上げる方針。年末までに経済界と調整し、来年の通常国会での関連法の改正を目指す。(10 月 25 日)

●がん対策推進計画、受動喫煙目標値は先送り

がん対策の国の指針として、「がんの予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」を柱とする「第 3 期がん対策推進基本計画」が閣議決定された。対象期間は 2017～2022 年度。受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案がまとまらなかったため、受動喫煙防止の数値目標の設定は先送りされ、改正案がまとまり次第、追加で閣議決定される。(10 月 24 日)

●「賃上げで人材確保」66.1%の中小企業

経済産業省が「中小企業の雇用状況に関する調査」の結果を発表し、2017 年度は中小企業の 66.1% (前年度比 7.1 ポイント増) が正社員の賃上げに取り組んだことがわかった。賃上げの理由 (複数回答) は「人材の採用・従業員の引き留め」が 49.2% で最も多く、人手不足が深刻になるなか、賃上げにより人材確保を目指す動向が浮彫りとなった。(10 月 23 日)

●「税額控除」見直しの議論が本格化

政府税制調査会において、所得税の負担を軽くする控除方式の見直しの検討が始まった。相対的に高所得層ほど税負担が軽くなる現行の所得控除を見直し、低所得層の税負担を軽減する「税額控除」を導入すること等について意見

交換が行われた。今後議論を深め、来年度の税制改正大綱への明記を目指す。(10 月 23 日)

●法人所得が 7 年連続増 過去最高額に

国税庁が 2016 年度に決算期を迎え今年 7 月末までに税務申告があった法人の所得総額が、過去最高の 63 兆 4,749 億円となったことを明らかにした。昨年度から 3.2% 増加して 7 年連続の上昇。建設業やサービス業が特に伸びた。(10 月 19 日)

●遺族年金 1,000 人に 18 億円過払い

会計検査院は、日本年金機構が、遺族年金の受給資格を失った 1,000 人に対し総額約 18 億円を支払っていたとする調査結果を発表した。うち約 8 億円は 5 年の消滅時効が成立し、返還を請求できる期限が過ぎていた。検査院は、時効が成立していない分の返還手続を取らせ、受給資格の確認を徹底するよう厚生労働省に求める方針。(10 月 12 日)

●約 3 割が転職後の賃金「1 割以上増」

リクルートキャリアが 7 月～9 月の「転職時の賃金変動状況」を発表し、転職決定者のうち、前職と比べ「転職後に賃金が 1 割以上増えた」と答えた人は 29.9% (前年同期比 1.7 ポイント増) となり、今年の 1 月～3 月期と並んで過去最高となったことがわかった。業種別にみると、IT エンジニア (29.6%)、法務などの事務専門職 (29.1%) がいずれも過去最高を記録した。(10 月 12 日)

